

一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、登別市が発注する建設工事の請負契約を、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定により資格を定めて行う一般競争入札の方法(以下「一般競争入札」という。)によって実施するに当たり、基本的事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 契約担当者は、毎年、予定価格が500万円以上の建設工事の中から選定し、一般競争入札の方法により発注するものとする。

(入札の公告)

第3条 契約担当者は、一般競争入札に付す工事の概要等必要な事項を入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに、掲示その他の方法により公告するものとする。

(入札参加資格)

第4条 一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 登別市競争入札参加資格審査事務処理要綱(以下「資格審査事務処理要綱」という。)第4条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録されている者のうち、発注工事と同種の工事種目に登録されている者で、かつ、契約担当者が指定する工事等級以上に格付けされているもの及び資格者名簿に登録されている者で構成する一般共同企業体として登録され、かつ、契約担当者が指定する工事等級以上に格付されているもの
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第17条に規定する要件を必要とする建設工事については、契約担当者が指定する資格を有するもので、登別市内に主たる事務所を有するもの
- (3) 入札執行日までの間、資格審査事務処理要綱第8条の規定による指名の停止を受けていないこと(指名の停止を受けた場合には既にその停止の期間を経過していること。)
- (4) 発注工事に対応する許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が3年以上あること。
- (5) 契約担当者が発注工事とおおむね同規模と認める建設工事の元請としての施工実績があること。
- (6) 発注工事に対応する許可業種に係る国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で配置できること。
- (7) 特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の場合にあつては、前各号のほか、別に定める要件を満たしていること。
- (8) その他工事発注に当たって必要と定める要件を満たしていること。

(入札の参加申請)

第5条 一般競争入札に参加しようとする者は、別に定める提出期限までに一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を契約担当者に提出し、その審査を受けなければならない。

2 前項の申請書の提出期限は、図面、仕様書等の閲覧を開始する日の翌日から起算して、おおむね5日とするものとする。

(入札参加資格の審査)

第6条 契約担当者は、申請書の提出期限の翌日から起算しておおむね2日以内にその内容を審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

2 契約担当者は、前項の審査結果の通知に当たり、入札参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付すとともに、当該結果通知をした日の翌日から起算しておおむね2日以内に入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨を併せて通知するものとする。

(入札結果の公表)

第7条 一般競争入札に付した工事の入札結果は、落札者の決定後速やかに公表するものとする。

2 前項の公表は、掲示その他の方法により行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則（平成6年訓令第14号）

この訓令は、平成6年7月1日から施行する。

附 則（平成9年訓令第7号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年訓令第9号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第2号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年訓令第7号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年訓令第18号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。